

平成 31 年度 事業計画の概要

近年、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化してきています。福祉・介護人材の不足の深刻化や個人や世帯の抱える複合的課題への対応が一層求められる中、厚生労働省では「地域共生社会」の実現を掲げ、介護保険法や社会福祉法の改正により、市町村による包括的支援体制の制度化、社会福祉法人の地域における公益的な取組の責務化、生活困窮者自立支援制度の強化等が進められています。

また、東日本大震災から 8 年が経過した中、避難の長期化に伴い避難者が抱える課題は多様化・複雑化しており、引き続き関係機関や専門機関と連携し、帰還後や新たに居住する地域で避難者が安定した生活ができるような支援活動が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本会が取り組む第 4 期活動推進計画について所要の見直しを行い、今年度より 2 カ年を計画期間とした「第 4 期活動推進計画（改訂版）」を策定いたしました。

この計画に基づいた以下の取組により本県の社会福祉の向上を推進し、だれもがその人らしく、安心して暮らせる福祉社会を目指します。

<推進項目 1 > 調査研究・提言活動

(P. 5 参照)

社会情勢の変化に伴い必要となる福祉施策等について関係機関に提言するとともに、福祉施策の実現に必要な財源の確保について要望活動を行います。

<推進項目 2 > 自立に向けた援助活動

(1) 生活困窮者の自立促進

(P. 6~7 参照)

生活困窮者本人の状態に応じた包括的・継続的な相談・就労支援等を実施するとともに、新たに家計改善支援事業の実施により、より総合的な支援を行います。また、各種支援を通じて地域における連携を深め、地域資源の十分な活用を図る取組を行います。

【新規】家計改善支援事業の実施

(2) 低所得世帯への経済的支援

(P. 8 参照)

生活福祉資金の貸付にあたっては、自立相談支援機関等と連携し迅速かつ適切に行うとともに、償還指導面接会等の実施により適正な債権管理に努めます。

(3) 矯正施設を退所する障がい者等の地域生活支援

(P. 9 参照)

矯正施設を退所する障がい者や高齢者について、必要な福祉サービスの利用調整や訪問活動等を通じて、地域で安定して生活できるよう支援します。また、地域関係機関連絡会議や研修会等を通して、本事業への理解を深め、支援体制が構築されるよう取り組んでいきます。

<推進項目 3 > 福祉サービスの利用者支援

(1) 日常生活の自立支援

(P. 10~11 参照)

日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）の利用者数が年々増加していることから、引き続き本事業を適正に執行するとともに必要な予算の確保に努めます。

また、本事業利用者の判断能力の低下等によりスムーズに成年後見制度に移行できるよう成年後見制度申立や市町村社協における法人後見事業実施への支援等を行うとともに、成年後見制度の利用を促進します。

- 【新規】成年後見制度利用に関する相談窓口の設置
- 【新規】成年後見制度担当職員研修の開催
- 【新規】成年後見制度地域連携ネットワーク会議（仮称）の開催

（2）福祉サービスの第三者評価 (P. 12 参照)

第三者評価事業の受審に向けた準備や自己評価の実施方法等について、福祉施設・事業所のニーズに合わせた個別的支援を通して評価受審を支援します。また、評価調査者の資質向上や評価調査方法の標準化、受審事務手続きの効率化に努めます。

（3）福島県運営適正化委員会 (P. 13 参照)

日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するための事業を行うほか、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決するため、関係機関との連携を図り、相談、助言、調査、あっせん等を行うなど、利用者の権利擁護に努めます。

<推進項目 4 > 広報啓発、情報提供活動 (P. 14 参照)

福祉情報誌『はあとふるふくしま』やフェイスブックなどにより、タイムリーな福祉情報の提供に努めます。また、誰もが見やすく分かりやすいホームページへのリニューアルに向けた検討を行います。

<推進項目 5 > ボランティア・住民参加活動

（1）ボランティア・市民活動の振興 (P. 15～16 参照)

地域共生社会の実現に向けて、住民自らが生活課題に気づき、その解決に向けた取り組みをするための地域づくりを推進します。

また、各事業を通して行政や福祉施設、学校、NPO団体、企業等の多様な機関・団体との連携を強化し、複合的な課題への包括的な支援体制の構築を図ります。

- 【新規】地域共生社会づくり推進セミナーの開催

（2）高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進 (P. 17 参照)

希望と活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者やその家族の方の様々な相談や、認知症に関する相談に対応します。

<推進項目 6 > 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援 (P. 18～21 参照)

福祉人材の確保に向け無料職業紹介事業を継続するとともに、ハローワークとさらなる連携を図り、求職登録者を福祉の職場へ繋げられるようマッチングの強化に努めます。

福祉施設・事業所と連携し、幅広い年齢層が福祉の職場を見学・体験する機会を提供するとともに、様々な啓発資料を作成・活用しながら福祉の仕事の正しい理解と魅力の発信に努めます。

また、社会保険労務士などの専門家と連携を密にし、福祉職員の確保や定着、働きやすい職場づくりに向けた福祉施設・事業所の支援を行います。

- 【新規】新採用保育士合同研修会の開催

- 【新規】多様な人材を確保するためのセミナーの開催

<推進項目 7 > 社会福祉従事者の資質向上

(P. 22 参照)

「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」や施設の種別や職種に応じた研修を行うとともに、福祉人材の定着促進を図るため、福祉施設・事業所におけるキャリアパス制度の構築や新任職員向けOJT（プリセプター）の促進に向けた研修を実施します。

<推進項目 8 > 社会福祉従事者の福利厚生の推進

(P. 23~24 参照)

社会福祉事業施設団体職員共済事業の健全な運営のため、運用基本方針に則り資産運用受託機関の評価・検討を行います。また、福祉人材の確保・定着の支援の一環として、施設訪問等により福利厚生センター事業への加入促進を行います。

<推進項目 9 > 市町村社会福祉協議会との協働・支援

(P. 25~26 参照)

市町村社会福祉協議会連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携しながら、社協運営及び事業推進上の課題解決や職員の資質向上に取り組み、地域共生社会の実現に向けた住民主体のまちづくりを推進します。また、必要な施策や予算確保について要望活動を行います。

【新規】「社協・生活支援活動強化方針」普及・促進事業の実施

<推進項目 10 > 社会福祉施設等との協働・支援

(P. 27~28 参照)

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、各種別施設ごとの課題解決や事業運営の円滑化に資するよう、各種研修会の開催等を行うとともに、福祉施設・事業所を運営する社会福祉法人の経営基盤の確立等の取組を推進します。また、社会福祉法人及び各種別部会・協議会と連携し地域の生活課題等に対応する公益的な取組を推進していきます。

<推進項目 11 > 民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

(P. 29 参照)

民生委員の一斉改選に伴い、新任民生委員・児童委員や新任会長研修を実施するとともに、民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等を得るために研修を企画・実施します。

また、今年度本県において開催する第 88 回全国民生委員児童委員大会（10 月 17~18 日）に向けた準備及び実施について支援します。

【新規】新任会長研修の開催

【新規】第 88 回全国民生委員児童委員大会の開催

<推進項目 12 > 地域課題の解決に向けた社会福祉法人の公益的な取組の推進

(P. 30~31 参照)

本会総合企画委員会を「公益的な取組」の推進機関と位置付け、各社会福祉法人及び各種別部会・協議会等と連携し、社会福祉法人の主体的な「公益的な取組」を推進します。

また、本会が実施する生活困窮者等への支援事業対象者のうち、既存の制度では対応できない課題に対応するため、自立生活訓練・就労体験、就職準備等の支援を本会の「公益的な取組」として実施します。

<東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動>

(1) 避難者の自立に向けた支援活動

(P. 32～33 参照)

市町村社協、行政、専門機関等と協働・連携し、避難者の見守り・相談支援活動を行うとともに、避難者が健康的に生きがいを持って安定した日常生活を営むことができるよう取り組みます。また、避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

【新規】避難者支援コーディネーター研修の開催

(2) 被災地における福祉・介護人材確保支援

(P. 34 参照)

相双地域等の福祉・介護人材不足に対応するため、県外から就労する者及び避難地域へ戻り就労する県内避難者に対し研修費や就職準備金の貸付を行います。また、相双地域等の福祉施設・事業所と連携・協働して浜通り地方の福祉・介護の仕事の魅力について情報発信を行います。

<組織基盤>

(P. 35 参照)

適切な法人運営のため会計監査人や顧問弁護士等の指導のもと、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図ります。また、本会活動への理解を求め、福祉施設・事業所や企業等に対する会員加入の勧奨を行います。

<財政基盤>

(P. 36 参照)

中長期的な財政基盤の安定化について検討を進めるとともに、補助・委託事業等について適切な経費を確保するための要望活動を積極的に行います。

また、福島県総合社会福祉センターの建替等についての具体的な検討を行います。

<事務局体制>

(P. 37 参照)

震災以降増加している本会事業を効率的・効果的に運営するため、事務局体制、事務分掌及び人員配置等について検討を行います。

また、職員倫理綱領を遵守・徹底するとともに、研修等により職員の専門性や組織力の向上を図ります。

基本目標 1 >

平成31年度重点目標

変化する福祉ニーズの的確な把握と対応

【推進項目 1】

調査研究・提言活動

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、諸改革に対応するため県内の福祉施設・事業所の現状を把握するとともに、課題解決に必要な福祉施策の実現に向けて適切な財源を確保するため、行政や政党に対して要望を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①調査研究活動の充実	ア) 関係機関等と連携した調査研究活動の実施	事業推進に必要な調査の実施	随時			関係機関等と連携し、調査目的にあった方法等を検討した上で必要な調査を実施し、今後の推進について課題等を整理する。
②提言活動の充実	ア) 社会福祉施設・団体との連携・協働による提言活動の実施	総合企画委員会による制度要望・政策提言のとりまとめ	委員会 2回 要望 1回	6月 8月 9月	福島市	各種別部会・協議会等の代表者から構成される総合企画委員会において、必要な制度要望及び政策提言をとりまとめ、県議会各派及び県保健福祉部等に対して要望書を提出し、適切な予算確保に努める。
		社会福祉関係団体の予算要望の取りまとめ	要望 1回	9月	福島市	次年度の予算編成に対する社会福祉関係団体の要望を取りまとめ、県保健福祉部へ一括要望するとともに、各団体の状況把握に努める。

<基本目標2>

平成31年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目2】

自立に向けた援助活動

(1) 生活困窮者の自立促進

生活困窮者への自立に向けた支援のため、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談・就労支援等を実施するとともに、本年度新たに家計改善支援事業の実施によって、より総合的な支援を行う。

さらに、各種支援を通じて地域における連携を深め、地域資源の十分な活用を図る取り組みを行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①生活困窮者自立促進支援	ア) 広報・周知、対象者把握の充実	管内町村・社協・その他関係機関への説明・研修の実施	随時	随時	各事務所単位	事業に密接に関わる町村行政・町村社協等に対し、自立相談支援事業の説明や研修を実施する。また、より広い周知のため自立相談支援機関等職員研修を開催する。
	イ) 自立相談支援の実施	相談窓口の設置	随時	通年	46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、県北地域、県中・県南地域、会津地域、相双地域に相談窓口を設置し主任相談支援員・相談支援員及び就労支援員を配置し、生活困窮者への相談支援、就労支援を行う。
		支援調整会議の開催	随時	随時	46町村	支援対象者ごとに支援計画を策定し、支援に関わる関係機関・団体等による支援調整会議を対象町村毎に開催し、効果的な支援・支援内容の評価を行う。
		4事務所連絡会議の開催とケース検討会の開催	12回 随時	通年	福島市等	生活困窮者自立相談支援事業の適正・統一性を図るために、4事務所の主任相談支援員による連絡会議を毎月に開催する。また、各支援員の資質向上と支援のノウハウの共有を目的にケース検討会を開催する。
		一時生活支援事業の継続実施と居住支援充実の検討	随時	随時	46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、住居のない生活困窮者であって所得等が一定水準以下の者に対し、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を行う。また、支援対象者の居住支援に関して、住宅セーフティネット法に基づき、関係機関との連携により本会の役割等について検討を行う。
		緊急的支援事業の実施	随時	随時	46町村	支援対象者への緊急的支援として、食の提供をコーパスフードバンク等との提携によって行う。また、本会生計困難者自立支援事業による現物給付型の支援を行う。
		【新規】 家計改善支援事業の実施	随時	随時	46町村	県保健福祉事務所管内の46町村を対象に、経済的困窮にかかる家計改善が必要と想定される生活困窮者に対し、家計状況の把握と課題整理により家計管理の支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①生活困窮者自立促進支援	ウ) 関係機関・団体との連携	管内町村・社協・その他の関係機関との連携強化	随時	随時	各事務所 単位	制度施行後設置の地域連絡協議会の開催等により、地域内の関係機関との緊密な連携と社会福祉法人の「地域における公益的な取組み」との連携による支援を行う。また、県内自立相談支援機関会議を開催し情報共有を図る。
		会議・研修会等への参加	随時	随時		各支援員の資質向上を図るため、国主催研修をはじめ関係機関等が開催する研修等に参加する。

基本目標 2 >

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(2) 低所得世帯への経済的支援

平成31年度重点目標

生活福祉資金の貸付けを必要とする世帯に対し、必要な相談支援や適切な貸付を実施することにより、世帯の経済的自立が図られるよう支援する。

また、住所調査を推進するとともに、市町村社協や民生委員と連携して滞納世帯の生活状況を把握し、償還指導面接会を定期的に実施するなど適正な債権管理に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①生活福祉資金貸付事業の実施	ア) 生活福祉資金貸付事業の実施	生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付実施	随時	通年		低所得世帯等への貸付けを行うことにより経済的自立を支援する。 ①総合支援資金 ②福祉資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤臨時特例つなぎ資金
		生活福祉資金貸付審査等運営委員会の開催	12回	毎月1回	福島市 県総合社会 福祉セン ター	専門的な見地から審査を行い、貸付事業の適正な運営を図る。
		市町村社協担当職員研修会の開催	2回	5月 12月	福島市 郡山市	生活福祉資金の貸付から債権管理までの基本的な知識の習得および対応困難ケースの事例検討などを通じた相談技術の向上を目的に研修会を開催する。 ①生活福祉資金新任担当職員研修会 ②生活福祉資金担当職員研修会
	イ) 適正な債権管理	滞納債権の管理	随時	通年		市町村社協及び民生委員と連携し、償還指導面接会等を通じて世帯状況を把握し、滞納債権の適正な管理に努める。 ①滞納世帯への訪問及び電話などによる償還指導 ②滞納世帯に対する償還指導面接会の開催 ③督促通知の送付
		緊急小口資金（特例貸付）の債権管理	随時	通年		住所調査を推進し、訪問指導等により世帯状況を把握し、滞納債権の適正な管理に努める。 ①滞納世帯への訪問及び電話などによる償還指導 ②督促通知の送付 ③住民票・戸籍附票の照会
	ウ) 関係機関・団体との連携	関係事業、関係機関との連携	随時	通年		自立相談支援機関や各関係機関に対して生活福祉資金貸付制度の周知を図るとともに、情報交換等を行う中で連携体制を強化し、迅速な相談対応に努める。
		会議・研修会等への参加	随時			①都道府県社協生活福祉資金担当部課長会議 ②全国生活福祉資金貸付事業担当職員研修会 ③全国生活福祉資金貸付事業運営研究協議会 ④北海道・東北ブロック生活福祉資金運営研究協議会【本県開催】

基本目標 2 >

平成31年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 2】

自立に向けた援助活動

(3) 矯正施設を退所した障がい者等の地域生活支援

行政、社会福祉協議会、障がい者・高齢者等の福祉施設及び医療関係者等との連携のもと、コーディネート業務を中心に対象者が必要とする福祉サービス等の利用調整を行うとともに、その後の訪問活動等を通じて、地域で安定して生活できるよう支援する。触法障がい者や高齢者の方への支援について、地域の実情に応じた対応方法を関係者とともに協議し、本事業に関する理解の促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①特別調整 対象者等への 支援	ア) コーディ ネート業務	コーディネート業務	随時	通年		福島保護観察所及び他都道府県センターからの特別調整協力依頼に基づき、退所後の居住の場を確保するとともに、生活保護や日中活動など、福祉サービス等の利用を支援する。
		保護観察所等との特 別調整対象者にかかる連絡会議の開催	12回	毎月	福島市	保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター等をメンバーとして、矯正施設入所中の特別調整対象候補者について、その情報を共有するとともに、必要な支援方策等について協議する。
		支援調整会議等への アドバイザー派遣の 実施	随時	通年		対象者の支援調整会議や事例検討会等に運営推進委員等の専門家が参加し、支援の方向性等について助言を行う。
	イ) フォロー アップ業務	フォローアップ業務	随時	通年		特別調整によって居住の場が確保された対象者に対し、訪問活動等を行うことにより、安定した地域生活を送ることができるよう支援する。
		地域関係機関連絡会 議の開催	2回	8月 11月	福島市 他	各地域において、行政、福祉、医療関係者等の実務者レベルの職員が集まり、触法障がい者や高齢者の方の支援について協議することにより、本事業に対する理解の促進と連携体制の構築を図る。
	ア) 関係機 関連絡会議 等による周 知	運営推進委員会の開 催	1回	2月	福島市	本事業の実施状況や課題を共有し、地域生活定着支援センターの運営に関して、各専門分野の委員から助言をいただくとともに、触法障がい者・高齢者の支援に向けた関係機関の連携のあり方等について検討する。
②障がい等 があるがゆ えに罪を犯 してしまつ た方の理解 や支援体制 の構築	イ) セミナー ・研修会等 による周知 や専門的支 援体制の構 築	矯正施設を退所した 高齢者・障がい者の 地域生活支援研修会	1回	10月	郡山市	触法障がい者・高齢者の支援について、県内の行政・福祉・医療など、幅広い関係者の理解を深めるとともに、情報の共有を図ることにより支援の充実に繋げる。
		広報啓発活動	随時	通年		矯正施設を退所した障がい者や高齢者が、社会的排除を受けることなく、適切な福祉サービスを利用しながら地域生活が送れるよう、各種研修会や会議の場を活用して啓発活動を行う。

基本目標2>

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目3】

福祉サービスの利用者支援

(1) 日常生活の自立支援

平成31年度重点目標

日常生活自立支援事業に対する県民のニーズは高く利用者数が年々増加していることから、引き続き本事業を適正に執行し、必要な予算の確保に努める。
また、本事業利用者の判断能力の低下等により、スムーズに成年後見制度に移行できるよう成年後見制度申立てや市町村社協における法人後見事業実施についての支援等を行うとともに、成年後見制度の利用を促進します。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協との連携	ア) 担当者会議等の開催	市町村社協への業務委託		通年		市町村社協へ本事業の業務委託をし、市町村社協とともに実施する。（生活保護受給の利用者助成金含む）
		市町村社協連絡会議の開催	1回	6月	福島市 県総合社会福祉センター	市町村社協の担当職員により本事業の実施上の課題及び成年後見制度への関わり等を協議する。
		市町村社協への現地支援及び相談対応、契約等支援	随時	通年		新規ケースや困難ケース等に対し現地支援を行う。また、利用者ファイルや通帳等の保管状況等の確認を行う。
		契約締結審査会の開催	6回	隔月	福島市 県総合社会福祉センター	契約締結能力に疑義があるケースについて専門的見地から審査会を開催し、適切な支援に努める。
		県への予算確保の要望活動の実施	1回	9月		市町村社協連絡協議会と連携しながら、必要な予算確保について県に要望する。
②相談しやすい体制づくり	ア) 市町村社協担当職員等の相談援助技術向上	市町村社協新規担当職員等業務内容説明会の開催	1回	6月	福島市 県総合社会福祉センター	市町村社協新規担当職員を対象に業務内容の説明会を実施する。
		担当職員研修会の開催	1回	8月	郡山市	担当職員の利用者支援のためのスキルアップを図る研修を実施する。
		事例検討会の開催	6回	隔月	福島市 県総合社会福祉センター	ニーズの多様化と困難ケースへの対応が求められていることから、本事業担当者としての専門性を高めるため、実践の振り返りと事例の共有により、課題対応力の向上を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
②相談しやすい体制づくり	ア) 市町村社協担当職員等の相談援助技術向上	【一部新規】 生活支援員新規委嘱者研修会の開催	随時	通年		新規生活支援員の事業理解を図るため、基本的内容に関する研修を実施する。今年度は改選期にあたるため、県内4地域において改選に伴う研修を行う。
		生活支援員実働者研修会の開催	1回	7月	郡山市	生活支援員実働者の資質向上を図る。
③成年後見制度の利用促進	イ) 本事業の理解を促進するための周知活動	県民、関係機関・団体等への制度周知	随時	通年		民生児童委員協議会定例会や各種研修会において制度の周知を図るとともに、市町村社協等と協働して住民へ本事業及び成年後見制度の周知を図る。
	ア) 日常生活自立支援事業と成年後見制度の周知	【新規】 成年後見制度担当職員研修の開催	2回	9月 11月		成年後見制度に関する研修を開催し、市町村、市町村社協、地域包括支援センター、相談支援事業所等職員の資質向上を図る。
イ) 社協の成年後見制度への対応支援	ウ) 成年後見制度利用促進に向けた取組の実施	権利擁護を啓発するための周知活動	随時	通年		各種研修会やセミナー等で日常生活自立支援事業と成年後見制度等の周知を図ることにより権利擁護の啓発に努める。
		関係機関連絡会議の開催	1回	9月		あんしんサポートから成年後見制度へのスムーズな移行や法人後見の具体的な実施方法について検討する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		【新規】 成年後見制度利用に関する相談窓口の設置	随時	通年		支援の必要な認知症や障がいのある方及びその関係者から成年後見の相談を受ける。
		【新規】 成年後見制度地域連携ネットワーク支援会議（仮称）の開催	2回	7月 11月		成年後見制度の利用促進のため、関係機関の情報共有を図り、地域連携ネットワークの構築等について検討する。
会議・研修会等への参加		会議・研修会等への参加	随時			①都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議 ②北海道・東北ブロック道県・指定都市日常生活自立支援事業担当者会議 ③全社協主催研修等

基本目標 2 >

平成31年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(2) 福祉サービスの第三者評価

第三者評価実施にかかる受審に向けた準備や自己評価の実施方法等について、福祉施設・事業所のニーズに合わせて個別の支援をしながら、評価受審を支援する。

また、評価調査者の資質向上とともに、評価調査方法の標準化と事務手続きの効率化を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉サービス第三者評価事業の実施	ア)第三者評価の受審支援	福祉サービス第三者評価事業の実施		通年		評価機関として、事前書面調査及び訪問調査の実施等、第三者評価事業を実施する。
		福祉サービス第三者評価研修の開催	1回	11月	郡山市	福祉施設・事業所を対象として、第三者評価を理解し、自己評価を体験することにより、第三者評価受審への取り組みを促進することを目的として開催する。
		福祉サービス第三者評価出前講座の開催	随時			福祉施設・事業所を訪問し、各施設等のニーズに応じた自己評価の実施方法、第三者評価の受審にかかる具体的な技術等について助言する。
		福祉サービス評価審査委員会の開催	6回程度	随時	福島市	評価調査者が評価した内容を、総合的に協議・審査して評価結果を決定する。
	イ)評価調査者資質向上及び実施体制の強化	新たな評価調査者の養成・質の向上	随時			新たな評価調査者の養成のため、実地体験や資質向上研修を実施するなど、支援体制を強化する。
		評価調査者学習会の開催	1回	6月		評価項目の捉え方や評価記載方法等の共通理解を図りながら、調査者の資質向上に努める。

基本目標 2 >

平成31年度重点目標

その人らしい生活・自立への支援

【推進項目 3】

福祉サービスの利用者支援

(3) 福島県運営適正化委員会

日常生活自立支援事業の適正な運営を確保するための事業を行うほか、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決するため、関係機関との連携を図り、相談、助言、調査、あっせん等を行うなど、利用者の権利擁護に努める。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①苦情解決部会、運営監視部会活動の推進	ア) 苦情解決部会、運営監視部会の効果的運営	運営適正化委員会本会議の開催	2回	10月 3月	福島市 県総合社会福祉センター	苦情解決部会・運営監視部会の運営状況について委員相互の理解を図るとともに、福祉サービスの向上に向けた協議を行う。
		苦情解決部会の開催	6回	隔月	郡山市	福祉サービスに関する利用者等からの苦情について、苦情解決に向けた協議を行う。また、必要に応じ、関係機関への情報提供、事業所訪問調査、あっせん等を行う。
		運営監視部会の開催及び現地調査の実施	2回	8月 3月	福島市	福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート事業）の適正な運営を確保するため部会を開催し協議する。また、事業実施主体に対し現地調査（6か所）を行い、必要な助言、勧告を行う。
		相談の受理、調整	随時	通年		福祉サービス利用者等からの相談を受け、関係機関との調整を行う。
		関係機関との連携	随時	未定		複雑・困難な課題を抱える相談に対しその解決に向けて、各関係機関との連携を図るため、必要に応じて行政機関等との懇談会・情報交換会等を開催する。
②社会福祉施設・事業所への支援	ア) 第三者委員の配置促進と活動の推進	①苦情解決責任者・第三者委員研修の開催 ②苦情受付担当者研修の開催	①1回 ②2回	未定	郡山市	福祉施設・事業所が自らの苦情解決に向けた意識の啓発に繋げるとともに、客観的な立場から利用者を保護する第三者委員の役割及び苦情受付担当者の役割への理解促進を図るため、各種研修会を開催する。

基本目標3>

平成31年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目4】

広報啓発、情報提供活動

県民に対し、社会福祉の現状や課題、社会福祉の本質、社会的意義などを伝えるため、情報誌「はあとふるふくしま」やフェイスブックなどを利用して、タイムリーな福祉情報の提供に努める。また、ホームページについては、掲載する情報量が多くなっているため、誰もが見やすく分かりやすい内容へのリニューアルに向けた検討を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①広報啓発の強化	ア) 広報誌の充実	福祉情報誌『はあとふる・ふくしま』の発行	11回	毎月		社会福祉制度の動向や県内の福祉に関する先駆的な取り組みなどを紹介する情報誌を定期発行し、広く県民に対し情報を提供する。また、読者の意見等を踏まえた読みやすい誌面づくりを目指す。
	イ) ホームページやSNSを活用した情報提供の充実	ホームページ及びフェイスブック等による情報発信	随時	通年		県民に対し、迅速かつ、わかりやすい内容で情報発信を行うためフェイスブックを利用するほか、ホームページの内容を充実させるため、ホームページリニューアルに向けた検討を行う。
	ウ) マスメディア等の活用	積極的な情報提供	随時	通年		本会事業や社会貢献活動などの情報発信のため、マスメディア等に対して積極的に情報提供を行う。
②表彰事業の実施	ア) 各種表彰の実施	第73回福島県社会福祉大会の実施	1回	10月31日	須賀川市 須賀川アリーナ	県民が安全で安心して暮らせる地域社会をめざし、地域福祉サービスの充実や、見守り、支え合い活動への積極的な取り組みを推進することを目的に、講演や表彰を実施し、情報の発信に努める。
		第27回瓜生岩子賞の贈呈	1回	10月31日	須賀川市 須賀川アリーナ	社会福祉事業の先覚者「瓜生岩子」の遺徳をしのび、その偉業を永く後世に伝えるため、岩子自身の精神にふさわしい功績があった者を顕彰する。
		ボランティア活動功劳表彰の実施	1回	8月4日	福島市 パルセいいざか	ボランティア活動を多年にわたり率先して行っている者等で、その功績が顕著な者に対し、表彰状並びに感謝状を贈呈する。

<基本目標3>

平成31年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目5】

ボランティア・住民参加活動

(1) ボランティア・市民活動の振興

地域共生社会の実現に向けて、住民自らが生活課題に気づき、その解決に向けた取り組みをするための地域づくりを推進する。また、各事業を通して行政や福祉施設・事業所、学校、NPO団体、企業等の多様な機関・団体との連携を強化し、複合的な課題への包括的な支援体制の構築を図る。

実施計画	実施項目	当年度実施内容	実施回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①ボランティア・市民活動の基盤強化	ア) 支援組織等の基盤強化	ボランティア受入福祉施設等担当者研修の開催	基礎編 2回	6月	福島市 郡山市	福祉施設・事業所でボランティア受け入れを担当している職員を対象にテーマ別の研修を行い、担当者の資質向上を図る。また、応用編では福祉施設・事業所が地域に果たす役割を踏まえ、ボランティアの定着及び福祉人材の育成について学ぶ。
			応用編 1回	7月	郡山市	
		NPOと社協の連携作戦会議の開催	1回	12月	郡山市	多機関連携により地域の課題について協議・解決していくため、市町村社協ボランティアセンターや市民活動支援センター、NPO団体等の職員が互いの活動を知り合い、プラットフォームづくりにつなげることを目的に開催する。
	イ) 企業等の社会貢献活動への支援	市町村社協ボランティアセンター活動実践事例集の作成・配布		10月		市町村社協ボランティアセンター事業の実施状況等をまとめて事例集を作成することにより、各市町村社協ボランティアセンターの事業展開の参考とする。
②地域福祉を支える担い手の育成	ア) 市町村社協及び市民活動団体職員等の資質向上	県内企業の活動事例紹介	1回			県内企業が行っている社会貢献活動について市町村社協から情報収集し、福祉情報誌『はあとふるふくしま』等において活動内容を紹介する。
		コミュニケーション・シャルワーク研修(基礎編)の開催	1回	6月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニケーション・シャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
	イ) 全ての住民を対象とした福祉教育の推進	ボランティア・福祉教育担当者研修の開催	1回	10月	郡山市	各市町村社協ボランティアセンターにおける取り組みを共有し、ボランティア・福祉教育担当職員の資質向上を目指す。
		【新規】地域共生社会づくり推進セミナーの開催	随時		県内2ヶ所	地域に暮らす住民自らが地域の課題を「自分のこと」として捉え、人と人、人と資源が世代を超えてつながり、一人ひとりの生活課題を地域全体で支え合う取り組みについて学ぶセミナーを県内2ヶ所で開催する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
③災害に備えた支援の強化	ア) 要綱や指針などの策定・見直し支援	災害に備えた支援体制の整備	随時	通年		市町村社協における災害対応や災害ボランティアセンター設置・運営にかかる要綱や指針の策定状況を把握し、適宜支援を行う。また、災害時に備え、県及び市町村域における他機関との連携体制を強化する。
	イ) 災害ボランティアセンターに必要な訓練・研修会等の実施支援	災害ボランティアセンター運営講座の開催	1回	8月	田村市	市町村社協や市民活動支援センター、行政職員等を対象に、災害時の情報発信や課題解決方法について学ぶ。また、被災住民の多様なニーズに応えるため、協働型で行う支援のあり方を学ぶため講座を実施する。
④市町村社協における生活復興ボランティア活動への支援	ア) 生活復興ボランティア活動を行う人材の育成支援	コミュニケーション・シャルワーク研修（基礎編）の開催（再掲）	1回	6月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニケーション・シャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
		ボランティア・福祉教育担当者研修の開催（再掲）	1回	10月	郡山市	各市町村社協ボランティアセンターにおける取り組みを共有し、ボランティア・福祉教育担当職員の資質向上を目指す。
	イ) 生活復興ボランティア活動に関する情報収集・提供等	積極的な情報収集・提供	随時	通年		県内外の生活復興ボランティア活動に関する取り組み事例等について、情報収集・提供を行う。
	推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		第22回ボランティアフェスティバルの開催	1回	8月3日	福島市
		ボランティア活動推進委員会の開催	本委員会 2回 小委員会 5月 本委員会 8月 3月	小委員会 5月 本委員会 8月 3月	福島市 県総合福祉センター	県内のボランティア活動を推進するために協議を行う。また、県ボランティアフェスティバルの企画をするための小委員会を開催する。
		会議・研修会等への参加	随時			①業務担当部課長・所長会議 ②災害ボランティアセンター運営（支援）者研修 ③ボランティア全国フォーラム ④災害ボランティアセンター担当者会議 ⑤ブロック地域福祉部課長会議
		積極的な情報収集・提供（再掲）	随時	通年		全国からの支援の申し出や助成金に関する情報、県内外の生活復興ボランティア活動に関する取り組み事例等について、情報収集・提供を行う。

基本目標3>

平成31年度重点目標

福祉に対する県民の理解と参加の促進

【推進項目5】

ボランティア・住民参加活動

(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

希望と活力に満ちた長寿社会の実現に向けて、高齢者の生きがいと健康づくりの支援や社会参加活動を推進する事業を行うとともに、高齢者やその家族の方の心配ごとなどの様々な相談や認知症に関する相談に対応する窓口を設け、その運営にあたる。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①長寿社会 に向けての 普及啓発活 動の推進	ア) いきい き長寿県民 賞の顕彰	長寿社会のイメージ アップを図るいきい き長寿県民賞事業の 実施	1回	9月	福島市	年齢を感じさせない生き方をしている高齢者や積極的な社会参加活動を行っている団体を広く募集し表彰するとともに、受賞者の活動を紹介する冊子を作成し、情報発信する。
	イ) 自主事 業の展開	冊子頒布事業	随時	通年		「第29回シルバー美術展入賞作品集」を 制作頒布する。
		いきいきシニア活動 サポート事業の実施	1回			長寿社会推進を牽引するため各部につくられた「高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会（ザザンクロスクラブ）」が行う地域社会に貢献する活動の促進のため、事業費助成金を交付し、助言と支援を行う。
②高齢者の 生きがいづ くりと社会 参加を推進 するための 環境整備	ア) シル バー美術展 の開催	福島県シルバー美術 展の開催	1回	9月	福島市	高齢者の創作した洋画、日本画、書、写 真、彫刻・工芸の作品を広く募集して展示 し、高齢者の文化活動を促進し、健康と生 きがいづくりを支援する。
	イ) シニア 団体等の主 体的な活動 を支援する 環境の整備	シニア団体活動支援 事業等の実施	随時	通年	県内一円	いきいきと活動するシニア団体を掘り起こ し、その活動内容を「活動通信」等で広く 情報発信する。
③高齢者総 合相談事業 の実施	ア) 高齢者 総合相談セ ンターの運 営	高齢者総合相談セン ター事業の実施	随時	通年	県内一円	高齢化社会における様々な問題に的確に対 応できるよう弁護士による法律相談・巡回 相談会の実施や相談員の育成のほか、関係 機関との連携による相談体制の充実に努め る。
	イ) 認知症 コールセン ターの運営	認知症コールセン ター事業の実施	随時	通年	県内一円	認知症に関する様々な相談に対応できるよ う、相談員の資質向上を図り、関係機関との 連携による相談体制の充実とともに、認 知症コールセンターの周知・広報に努める。

基本目標 4 >

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目 6】

福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援

平成31年度重点目標

福祉人材の確保に向け無料職業紹介事業を継続とともに、ハローワークとさらなる連携を図り、求職登録者を福祉の職場へ繋げられるよう、マッチングの強化に努める。

福祉施設・事業所と連携し、幅広い年齢層が福祉の職場を見学・体験する機会を提供するとともに、様々な啓発資料を作成・活用しながら福祉の仕事の正しい理解と魅力の発信に努める。

また、社会保険労務士などの専門家と連携を密にし、福祉職員の確保や定着、働きやすい職場づくりに向けた福祉施設・事業所の支援を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材センターの機能強化	ア) 無料職業紹介所機能の充実	福祉人材センターの運営（求職・求人登録及び職業相談・紹介、介護福祉士等の登録）	随時	通年		求人事業所及び求職者からの相談に応じ、福祉人材情報システム（COOLシステム）等を活用しながら就職に結びつけられるよう適切にあっせんを行う。
		福祉人材センター運営委員会の開催	1回	3月	福島市	事業運営のための意見・情報交換を行う。
	イ) ハローワーク・市町村社協等との連携強化	ハローワーク等における相談活動	108回	毎月	福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市 須賀川市 二本松市 喜多方市	県内のハローワークや関係機関のガイド等にて出張相談を行い、求職者への職業紹介や相談支援を行う。
		福祉の仕事相談会の開催	48回	毎月 隔月	郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	県内5市社協の協力のもと、出張相談会を行い、求職者への職業紹介や相談支援を行う。
		福祉人材センター協力指定事業担当者会議の開催	6社協 1回	5月	福島市 郡山市 いわき市 会津若松市 南相馬市 白河市	無料職業紹介を進めるにあたり、県内6市社協を指定し、事業PRや求職登録事務等を行うため、意見・情報交換を行う。
	ウ) 潜在保育士・保育所への支援強化	保育士・保育所支援センターの運営	随時	通年		福祉人材センターの無料職業紹介事業と連携し、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用等の支援を行う。 また、保育補助者（子育て支援員）も対象としマッチングを行う。
		潜在保育士再就職支援研修等事業の実施	2回 職場体験	3月	福島市	潜在保育士の再就職支援研修を行うとともに、保育所等においても潜在保育士を雇用できるような運営方法を学ぶ。
		保育士対象合同就職説明会の開催	1回	10月	福島市	保育士養成校の学生や潜在保育士を対象に県内保育所等の就職説明会を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材センターの機能強化	ウ) 潜在保育士・保育所への支援強化	【新規】 新採用保育士合同研修会の開催	2回	9月		新しく採用された新任保育士を対象に宿泊研修を行い、コミュニケーション等の技術を高めるとともに保育士同士の繋がりを構築する。
	エ) 調査研究事業の実施	福祉人材の確保・育成・定着に関する調査の実施	1回	5月		福祉の職場を目指す学生の考え方（意識）を把握し、今後の求職相談、求人側の理解促進、求人開拓などに繋げる。
②福祉の職場のイメージアップ	ア) 学生・求職者等への正確な情報の提供	福祉・介護の仕事説明会、職場見学会、職場体験事業の実施	随時	随時	中学校、高校、専門学校、短大等	就職活動に役立つ情報提供、実際に働く職員の話等、福祉の職場のやりがいや魅力を伝え、学生の就職支援を行う。また、求職者や中学生、高校生等の職場見学や職場体験事業を実施する。
		高等学校訪問活動	15校程度	随時		次代を担う中・高校生を対象に福祉の仕事への理解促進を目的に、相馬・いわき地区の高等学校を中心に訪問し、学校の担当教諭を通じて、本会事業の広報を行なう。
	イ) 各種広報活動による情報提供の強化	「はあとふる・ふくしま」による広報・啓発	(広告) 毎月 (特集) 年2回	10月 2月		福祉人材確保・育成・定着に関する県内の取り組み等を掲載し、広報・啓発を行う。
		「福祉の仕事」啓発資料等の作成	随時	随時		福祉の仕事のやりがいや魅力をわかりやすく伝えるため、様々な対象者を想定した啓発資料や動画等を作成する。
ウ) 県民介護講座の実施		県民介護講座の実施	3コース 27回	通年	二本松市 県男女共生 センター 会津若松市 いわき市	一般県民を対象に、介護の基礎を学ぶ「初級介護講座」、テーマ別に学ぶ講義中心の「介護ワンポイント講座」、介護技術について実技中心に学ぶ「介護実技基本講座」を開催する。※初級介護講座は県内3方部で各1回開催する。
		介護セミナー (介護の日記念フォーラム2019) の開催	1日×1回	11月	二本松市 県男女共生 センター	「介護の日」(11月11日)を記念し、「介護」のイメージアップ及び県民の高齢者介護意識の啓発を目的に開催する。
		認知症介護セミナーの開催	1日×1回	9月	二本松市 県男女共生 センター	「認知症」についての正しい知識を学び、認知症になんでも安心して暮らせる地域をつくるための支援方策などについて理解を深める。
		オーダーメイド介護講座の実施	随時	随時	二本松市 県男女共生 センター	企業や公的団体等を対象に、希望するメニューに合わせた講義や実技等の講座を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
②福祉の職場のイメージアップ	ウ) 県民介護講座の実施	認知症キャラバン・メイトイ養成研修の実施	1日×2回	6月	二本松市 県男女共生センター	各市町村で認知症サポーター養成講座が効果的に開催されるよう、講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成研修を行う。
		認知症サポーターキャラバン市町村担当者研修の実施	1日×1回	5月	二本松市 県男女共生センター	市町村の担当者に対し、参加対象者に合わせた認知症サポーター養成講座の開催方法についての理解促進を図る。
③福祉人材の確保	ア) マッチング機能の強化	福祉の仕事就職支援セミナー、求職者への個別支援の実施	随時	通年		キャリア支援専門員による、福祉の仕事セミナーの開催、求職者のニーズに応じた継続的な情報提供や、施設見学・職場体験の機会の設定など、求職者の特性に応じたきめ細かな個別支援を行う。
	イ) 合同就職説明会の実施	合同就職説明会の実施	7回	7月 8月 2月	7月 福島市、郡山市、いわき市 会津若松市 8月 南相馬市 2月 福島市 郡山市	就職説明会を地域別に開催し、求人事業所と求職者のマッチングの機会を設定する。
④福祉人材の育成	ア) 施設・事業所が主体的に取り組む活動への支援	福祉・介護人材育成・確保支援事業の実施	随時	通年		福祉・介護人材の確保、育成、定着を目的に、福祉職場の内定者研修を行うとともに、一般向け介護職員初任者研修、介護福祉士候補者学習支援、新規採用職員住まい支援、新規採用職員就労支援、中堅介護職員就労支援、介護福祉士等養成校学生募集、介護福祉士等養成校外国人留学生受入支援、実務者研修に係る代替職員確保に必要な経費の補助を総合的に行う。
	イ) 資格取得に向けた支援	介護支援専門員実務研修受講試験の実施	1回	10月	県内各地	
		介護支援専門員実務研修の開催	1コース	1~3月 講義 14日間 + 実習	郡山市	介護支援専門員の資格取得を支援し、福祉人材の養成に努める。
		介護支援専門員再・更新研修の開催	1コース	11~12月 講義 9日間	郡山市	
		介護福祉士国家試験対策講座の実施	1回 (模試と解説)	11~12月	二本松市 県男女共生センター	介護福祉士の資格取得を支援するため、国家試験合格に向けた模擬試験を実施する。また、平成28年度国家試験より実務者研修(450時間)の受講が義務付けられたことから、受験資格の取得を支援するため、実務者研修(通信課程)を全社協と協働で実施する。
	介護職員実務者研修の実施	(講義) 1クラス 6日 (演習) 2クラス 4日	9~11月	二本松市 県男女共生センター		

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
④福祉人材の育成	イ) 資格取得に向けた支援	介護福祉士修学資金等の貸付の実施	随時	修学資金は4月通年		介護福祉士または社会福祉士の資格取得を希望し、将来県内において介護・福祉業務に従事する方へ貸付を行う。また、介護人材再就職準備金や介護福祉士実務者研修受講資金の貸付を行う。
		保育士修学資金等の貸付の実施	随時	修学資金は4月通年		保育士資格取得を希望し、将来県内において介護・福祉業務に従事する方へ貸付を行う。また、保育士就職準備金や未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付、保育補助者雇上費の貸付を行う。
		相馬地方介護福祉士養成貸付事業の実施		4月		相馬地方（新地町、相馬市、南相馬市、飯館村）から、県内外の介護福祉士養成施設に修学する学生に対し、住宅費や教材費、通学費等を貸付することにより、相馬地方の介護人材の確保を促進する。
⑤職員の定着	ア) 専門家と連携した職場改善支援の実施	【新規】 多様な人材を確保するためのセミナーの開催	2回	6月 11月		様々な対象に見合った説明や発信、また、定着に向けた取り組みや工夫について、専門家や実際に取り組む法人等から学ぶ。
	イ) 施設・事業所個別訪問の実施	施設・事業所等個別訪問事業の実施	随時	通年		各福祉施設・事業所の求人登録を促進するとともに、施設訪問を通じて求人条件の改善や求職者のニーズに関する事例等の情報提供を行う。

基本目標4>

平成31年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目7】

社会福祉従事者の資質向上

新任職員から管理的職員までの階層に応じた「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修を実施とともに、高齢・障がい・児童等の分野ごとに専門性を高める研修を行い、福祉関係職員の資質向上を図る。また、キャリアパス制度の運用や新入職員向けOJT（プリセプター）の促進を図るために研修等を行い、各法人や福祉施設・事業所の職場研修を支援する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①福祉人材 の資質向上 への支援	ア) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の実施	福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程(全社協開発)研修の実施	4コース 16回	通年	福島市	福祉職員として求められる専門性や組織性をキャリア段階に応じて理解する研修を実施する。また、当該研修実施に関連し、指導者養成や指導者打合せ会を実施する。
		施設種別や職種に応じた課題別による研修の実施	25コース 28回	通年	福島市 郡山市	施設種別や職種における課題等に対応する研修を実施する。
		福祉研修事業運営委員会の開催	1回	3月	福島市	各種別部会・協議会の代表及び関係機関団体等と連携し、充実した研修事業を行うための協議・意見交換を行う。
		地域介護専門職員研修の実施	10コース 13回	通年	二本松市 男女共生センター	介護に関する相談援助業務、介護業務を行う上で必要な知識・技術について、より専門性を高め、かつ自らの所属する施設（機関、事業所等）内に限らず広く地域において中核的・指導的な役割を担う人材の養成を目的として研修を実施する。
		介護職員等による喀痰吸引等基本研修の開催	【講義】 6日 【実技演習】 2日 【演習評価】 2日 100名	6月 7月 8月	二本松市 男女共生センター	介護職員等が安全かつ適切にたんの吸引等を実施できるようにする。
②職場内研修の推進	ア) 職場研修の支援	職場研修担当職員研修(全社協開発)等の実施	2コース 2回	10月 12月	福島市	福祉施設・事業所の職場研修担当者に対し、中長期的かつ計画的な視点から福祉サービスの担い手である職員の資質を向上させるため、職場研修を推進する際に必要な知識や技能を習得する研修を行う。また、当該研修実施に関連し、指導者を養成する。
		福祉介護人材定着促進事業の実施	8コース 19回	通年	郡山市他	福祉施設・事業所における介護人材の育成・定着を図るため、キャリアパス制度の運用及び新任職員の早期職場定着のためのOJT（プリセプター）の促進を目的とした研修を実施する。併せて、新たにキャリアパス制度の評価者に対する研修を実施し、制度運用についての支援を行う。また、福祉人材の育成定着促進を図るための委員会を設置・運営し、関係者との協議を行う。

基本目標4>

平成31年度重点目標

福祉サービスの質の向上に向けた支援

【推進項目8】

社会福祉従事者の福利厚生の推進

社会福祉従事者施設団体職員共済事業の健全な運営のため、運用基本方針に則り資産運用受託機関の評価・検討を行う。

福利厚生センター事業については、福祉人材の確保・定着の支援の一環として、新設法人を中心とした施設訪問などにより加入促進を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉従事者施設団体職員共済事業の運営	ア) 健全な資産運用	資産の外部委託運用	随時	通年		資金を外部に委託運用し、四半期ごとに運用状況の報告を受ける。また、運用受託機関の評価を行い、今後の運用方針について検討する。
		契約者への運用状況の報告	毎月1回	通年		契約法人に対し資産の運用状況を報告する。
	イ) 社会福祉事業施設団体職員共済事業の適正な運営	運営委員会の開催	4回	5月 9月 12月 2月	福島市	共済事業の適切な運営を行うため、運営委員会を開催する。
		各種給付事業の実施	毎月1回 決定・送金	通年		①退会給付金、②結婚祝金、③出産祝金、④弔慰給付金、⑤傷病見舞金、⑥災害見舞金の給付を行う。
		資金貸付事業の実施	毎週1回 決定・送金	通年		①一般資金、②住宅資金の貸付を行う。
		事務説明会（新任）の実施	1回	7月	福島市	契約法人の担当職員（新任者）に対して事務説明会を開催し、共済事業の事務に関する理解促進を図る。
		事務取扱いの手引きの改訂・作成	1回	12月		契約法人へ手引きを配布し、共済事業の事務に関する理解促進を図る。
②社会福祉施設職員等退職手当共済事業の事務受託	ア) 受託事務の実施	実務研修会の実施	1回	10月	郡山市	福祉医療機構の退職共済制度の加入法人を対象に、事務研修会を開催する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
③福利厚生センター事業の充実	ア) 参加・利用しやすい事業の企画運営	企画・情報会議の開催	2回	7月 3月	福島市	福利厚生センター事業に関する会員からの意見等を聞き、会員交流事業など福利厚生事業に反映させるために開催する。
		会員交流事業の実施	10回	5～12月	各地域	会員のより一層の参加を促すため、日帰り交流事業や家族参加事業の充実を図る。
		家庭用常備薬の斡旋	2回	6月 11月		会員の健康管理の一助として家庭用常備薬を斡旋する。
	イ) 福利厚生センター未加入法人への加入促進	未加入法人への個別訪問	随時	通年	県内	新設法人を中心に未加入法人リストの更新・管理を行うとともに、加入促進のため個別訪問を実施し、加入促進に努める。

基本目標 5 >

平成31年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目 9】

市町村社会福祉協議会との協働・支援

各市町村社協の運営状況や事業活動を把握し、法人運営や地域福祉活動計画づくり等個々の社協に応じた支援を行う。

また、市町村社協連絡協議会の会長会・局長会・専門委員会と連携を図りながら市町村社協の課題解決や職員の資質向上を行うとともに、地域共生社会の実現に向けた住民主体のまちづくりを推進する。

さらには、必要な施策や予算確保について要望活動を実施する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①市町村社協への支援	ア) 市町村社協の経営支援	経営・財務・労務管理研修会の開催	1回 (1日) 60名	10月	福島市	市町村社協の管理職を対象に経営・財務、または労務管理に関する研修を実施する。
		相談・個別訪問事業の実施	15回	通年	各市町村社協	全市町村社協を5年に1回を目標に訪問し、市町村社協の運営状況や事業の実施状況等を把握し、今後の事業展開に活かすとともに、連携を深める。また、必要に応じ公認会計士等の専門家と連携を図る。
	イ) 地域福祉活動計画の策定支援	市町村地域福祉活動計画策定支援事業の実施	1回 (1日) 30名	9月	福島市	計画策定に向けた取り組みを支援するため、市町村社協を対象とした学習会を開催する。
			随時	通年	3市町村社協	計画策定に向けた取り組みを支援するため、策定に取り組む県内3市町村社協に対し助成を行う。
	ウ) 公益的な取組の推進	社協と施設の連携による「地域における公益的な取組」推進モデル事業の実施	随時	通年	3地区	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課題(ニーズ)を共有し、連携しながら地域課題(ニーズ)を解決する仕組みを構築する。
	エ) 「社協・生活支援活動強化方針」普及・促進	【新規】「社協・生活支援活動強化方針」普及・促進事業の実施	1回 (1日) 30名	9月	福島市	全社協で作成した「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストを用いて各社協の事業・活動を評価分析することにより、社協の組織・事業基盤の強化に取り組む。
②市町村社協との協働	ア) 市町村社協連絡協議会活動の充実	会長会(全体会)の開催	2回	7月 2月	郡山市	
		事務局長会役員会の開催	2回	8月 2月	郡山市	市町村社協間の連絡調整・情報交換、福祉課題の共有化を図り、課題の解決や基盤強化に努めるとともに、必要に応じ行政等に対する要望活動を実施する。
		要望活動の実施	1回	9月	福島市	

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
②市町村社協との協働	ア) 市町村社協連絡協議会活動の充実	地区連絡会の開催	2回	7月 1月	5地区	市町村社協に共通する課題を共有する。また、専門委員会において提案された事項等について協議を行う。
		専門委員会の開催	4回	7月 9月 11月	郡山市	市町村社協職員に必要な研究、資質向上に關することに取り組む。
		社会福祉トップセミナーの開催	1回	2月	郡山市	市町村社協の役員等を対象に、共通する課題等を踏まえ、社協としての今後のあるべき姿を学ぶ。
		市町村社協現状調査の実施	1回	4月		市町村社協連絡協議会の重点活動項目に関する取組状況等について調査し現状を把握するとともに、市町村社協間の情報交換の資料とする。
	イ) 市町村社協における人材育成	社協職員研修（管理職員）の開催	1回 (2日) 30名	8月	福島市	社協の管理職員として必要な知識・技術を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		社協職員研修（新任職員）の開催	1回 (2日) 30名	6月	福島市	社協の新任職員として必要な知識・技術を学ぶ。なお、生活支援相談員や現業の職員も対象とする。
		生活支援体制整備事業担当職員研修の開催	2回 (1日) 30名	4月 9月	郡山市	生活支援コーディネーター等の育成と事例共有、情報交換を行うことで本事業の推進を図ることを目的とする。
		コミュニティソーシャルワーク研修（基礎編）の開催（再掲）	1回 (1日) 30名	6月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークの基礎的内容を学ぶことを目的に開催する。
		コミュニティソーシャルワーク研修（実践編）の開催	1回 (2日) 30名	7月 8月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークのスキルを学び、地域福祉の実践に活かすことを目的に開催する。
	推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容	市町村社協職員便覧の作成	1回	6月		市町村社協の現状を把握するとともに市町村社協間の情報交換の資料とするため、便覧を作成し配布する。
		ブロック会議の開催・全国会議等への参加	随時	通年	各地	会議情報・各種資料の収集と資質の向上を図る。

基本目標 5 >

平成31年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目10】

社会福祉施設等との協働・支援

社会福祉制度・施策の動向を踏まえ、各種別施設ごとの課題解決や事業運営の円滑化に資するよう、各種研修会の開催等を行うとともに、それらを運営する社会福祉法人の経営基盤の確立及び財務規律の強化、さらには法人運営の透明性の確保に向けた取組を推進する。また、各施設や法人の機能を活かし、各種別部会・協議会と連携を図りながら、地域の生活課題に対応した公益的な取組を推進する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉施設等との連携	ア) 部会・協議会活動の推進	障がい児者福祉施設協議会活動の推進	総会1回 役員会3回 委員会9回 研修会3回 広報誌等	通年	県内	制度動向を踏まえた研修等により職員の資質向上を図るとともに、各施設・事業所の課題を把握し、必要に応じて要望活動につなげていく。 また、組織活動の活発化を促すため委員会の役割や体制について見直しを図る。
		地域包括・在宅介護支援センター協議会活動の推進	総会1回 役員会3回 委員会5回 研修会2回 広報誌等	通年	県内	「地域包括ケアシステム」を推進する上で、地域包括・在宅介護支援センターに求められる役割が期待されており、研修等を通じて職員の資質向上とセンターの機能強化を目指す。 また、組織活動の活発化を促すため委員会の役割や体制について見直しを図る。
		児童福祉施設部会活動の推進	総会1回 定例会2回 職員研究会	通年	県内	児童福祉施設の家庭的養育推進等について協議し、その課題解決のために関係機関への働きかけや連携の強化を図る。
		母子生活支援施設部会活動の推進	総会1回 実行委員会1回	通年	県内	母子生活支援施設の課題整理を行い、その課題解決のために関係機関への働きかけや連携の強化を図る。また、2020年度の北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会（福島開催）に向け、実行委員会を開催する。
	イ) 社会福祉法人経営者協議会との連携	社会福祉法人経営者協議会活動の推進	総会2回 理事会3回 研修会6回 委員会1回 セミナー2回等	通年	県内	全国経営協と連携を図りながら、セミナー等の開催を通じて、会員法人の支援に努める。また、災害支援体制の構築に向けた取組を推進する。さらに、青年部会を中心とした研修会等を企画・実施し、職員の資質向上に取り組む。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①社会福祉施設等との連携	イ) 社会福祉法人経営者協議会との連携	社会福祉法人経営者協議会各地区情報交換会の開催	随時	通年	県内5か所	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課題（ニーズ）を共有し、連携しながら地域課題（ニーズ）を解決する仕組みを構築する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容		社会福祉施設関係団体等との連携		通年		県内の社会福祉施設関係団体等との連携し、本会事業の推進及び必要な要望活動等を行う。
		教員免許取得介護等体験事業の実施		通年		義務教育教員免許志願者の介護等体験を行うにあたり、社会福祉施設等の受入れ調整を行う。
		聖マリア児童福祉基金事業・支援機構あすなろ教育支援基金事業の実施（助成事業）		通年		県内の児童養護施設の児童を対象とし、進学・就職に際し必要な支度費を支援する。
		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施		通年		児童養護施設等を退所して進学・就職した者のうち、保護者等からの経済的支援が見込まれない者に対し、一定期間、生活費や家賃相当額等の貸付を行い、自立を支援する。
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施	随時	通年		高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金、就職準備金の貸付を行い、ひとり親家庭の自立支援を行う。

基本目標 5 >

平成31年度重点目標

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目11】

民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援

民生委員の一斉改選に伴い、新任民生委員・児童委員、新任会長研修を実施するとともに、民生委員・児童委員の階層ごとに必要な知識と技術等を得るために研修を企画・実施する。

また、民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に、活動の充実振興を図る。

今年度本県において開催の第88回全国民生委員児童委員大会に向けた準備・開催について支援する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①民生委員・児童委員、主任児童委員との協働・支援	ア) 研修体系の検討と研修内容の充実	民生児童委員協議会会長研修会の開催	1回	5月	福島市	単位民児協の会長・副会長を対象に、民児協の運営や地域の活動支援を進めるうえでのポイントなどを学ぶための研修を実施する。
		【新規】新任会長研修の開催	1回	3月	郡山市	新任の単位民児協の会長を対象に会長の役割や組織活動について学ぶための研修を実施する。
		中堅民生委員・児童委員研修会の開催	3回	8月	福島市 郡山市 会津若松市	地域の福祉課題を住民とともに理解し、その課題解決に取り組むにあたって必要な知識や技術を学ぶための研修を実施する。
		【一部新規】新任民生委員児童委員研修会の開催	6回	12～2月	福島市 郡山市 白河市 会津若松市 下郷町 いわき市	一斉改選により新規に委嘱された民生委員・児童委員が活動に取り組む基本的な事項等について学ぶための研修を実施する。
		相談援助研修会の開催	3回	6～7月	福島市 郡山市 会津若松市	相談援助に関する基本的な知識と技術を身に付けるための研修を実施する。
		メンタルヘルス研修会の開催	2回	12月 2月	郡山市 いわき市	被災者や避難者に対し、日頃から相談支援活動を実施している民生委員・児童委員を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施する。
	イ) 県民児協事業との協働・支援	指定民児協への助成	随時	通年		2019・2020年度の新規指定民児協（2民児協）へ助成を行い、活動を支援する。
		互助給付事業の実施	随時	通年		民生委員・児童委員の互助と共励を基盤に、活動の充実振興を図る。
	ウ) 県民児協の運営支援	【新規】第88回全国民生委員児童委員大会の開催	随時	10月17～18日	郡山市	今年度本県において開催の第88回全国民生委員児童委員大会に向けた準備・開催を支援する。

基本目標 5 >

福祉力向上に向けての協働・支援

【推進項目12】

地域課題の解決に向けた社会福祉法人の公益的な取組の推進

平成31年度重点目標

本会総合企画委員会を「公益的な取組」の推進機関として位置付け、各種別部会・協議会等と連携を図るとともに、セミナー、取組事例の紹介、地域での情報交換の場づくり等を行い、社会福祉法人の主体的な「公益的な取組」を推進する。

また、本会が実施する生活困窮者等への支援事業対象者のうち、既存の制度では対応できない課題に対応するため、自立生活訓練・就労体験、就職準備等の支援を本会の「公益的な取組」として実施する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①公益的な取組の推進	ア) 組織的な公益的な取組の推進	総合企画委員会による推進	2回	6月 8月	福島市	本会の公益的な取組を推進するため、その方策等について協議するとともに、各部会・協議会等と連携し、県内各社会福祉法人の公益的な取組を支援する。
		各種会議、研修等を通じた社会福祉法人の主体的活動の支援	随時	通年		内部組織である社会福祉法人経営者協議会、各種別部会・協議会及び市町村社協連絡協議会の各種会議、研修等を通じ、公益的な取組に対する各社会福祉法人の主体的な活動を支援する。
	イ) 公益的な取組の現状把握、情報提供、情報共有の推進	コミュニティソーシャルワーク研修（基礎編）の開催（再掲）	1回 (1日) 30名	6月	福島市	社協職員に必要とされるコミュニティソーシャルワークの基礎的内容を学ぶことを目的に開催する。
		社会福祉法人の地域における公益的な取組推進セミナーの開催	1回			事例からその取組み方法を学び、社会福祉法人が地域に果たす役割について考えるセミナーを行う。
		社会福祉法人経営者協議会各地区情報交換会（再掲）	1回	通年	県内5か所	地域を同じくする社会福祉法人が、地域課題（ニーズ）を共有し、連携しながら地域課題（ニーズ）を解決する仕組みを構築する。
		社協と施設の連携による「地域における公益的な取組」推進モデル事業の実施（再掲）	随時	通年	3地区	
		公益的な取組に関する調査の実施	1回			市町村社協連絡協議会及び各種別部会・協議会等において公益的な取組の状況について把握し、今後の推進について課題等を整理する。
		公益的な取組事例の収集及び紹介	随時	通年		市町村社協連絡協議会及び各種別部会・協議会等において公益的な取組の事例について収集し、各社会福祉法人への情報発信に活用する。 また、県内社会福祉法人の取組を広く県民に情報発信するため、本会ホームページにより各取組みの「見せる化」を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①公益的な取組の推進	ウ) 生計困難者自立支援事業の実施	生活困窮者や矯正施設退所者等への緊急的支援	随時 年20件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、他の制度・支援が利用できない生計困難者で、緊急的支援により自立した生活が期待できる方に対し、緊急的に日用品・暖房器具等の現物を購入し支給する。
		生活困窮者や矯正施設退所者等への自立生活訓練・就労体験支援	随時 年15件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、福祉施設等での自立生活訓練・就労体験による支援が必要であるが、既存制度・支援が利用できず資金が不足する方に對し、福祉施設等で自立生活訓練・就労体験を行うにあたり、不足する必要な経費を助成する。
		生活困窮者や矯正施設退所者等への就職準備支援	随時 年15件	通年	生活困窮者は46町村居住者 矯正施設退所者は県内全域	本会が実施する生活困窮者自立支援事業対象者及び地域生活定着支援事業対象者等のうち、就職をするにあたり衣食住や諸手続きに係る準備のための支援が必要であるが、既存制度・支援が利用できず資金が不足する方に対し、不足する必要な経費を助成する。

東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興に向けた支援活動

(1) 避難者の自立に向けた支援活動

平成31年度重点目標

市町村社会福祉協議会・行政機関・避難者（被災者）を支援する専門機関等と協働・連携し、避難者の見守り・相談支援活動を行います。活動にあたっては、避難者が健康的に生きがいを持って、安定的な日常生活が営むことができるよう取り組みます。

また、避難者生活の実態と活動上の課題を把握・整理し、国・県への提言活動を行います。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①被災者・避難者の自立に向けた支援活動	ア) 生活支援相談員の階層・テーマ別研修の実施	生活支援相談員基礎研修の開催	2回 (1回2日)	5月 10月	福島市 郡山市	新たに雇用された生活支援相談員に対して基礎的な知識を学ぶ研修を行う。
		主任生活支援員研修の開催	2回 (1回1日)	6月 12月	福島市 郡山市	主任生活支援員としての業務知識を学ぶ研修を行う。
		テーマ別研修の開催	4回 (1回1日) × 2会場	7月 9月 11月 1月	郡山市 富岡町	生活支援相談員活動での課題を取り上げその課題をテーマにした研修を行う。
		【新規】避難者支援コーディネーター研修の開催	2回 (1回1日)	6月 10月	福島市 郡山市	避難者支援コーディネーターとしての業務知識を学ぶ研修を行う。
	イ) 避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との連携	生活支援相談員配置市町村社協連絡会議の開催	2回	6月 2月	福島市	生活支援相談員配置市町村社協の課題等を共有するとともに、連携を図る。
		避難元及び避難先社協、関係機関・団体との地区連絡会議の開催	通年	4月～ 5地区	県内各地	避難元及び避難先社協、関係機関・団体との間で、避難者の生活再建に向けた支援並びに生活支援相談員の活動や課題について情報共有を図る。
		被災者生活支援調整会議の開催	2回	6月 2月	(県域) 福島市 (地区) 県内各地	避難者（被災者）支援を行う市町村社協及び市町村、関係支援団体、国及び県行政関係部局等が、円滑で効果的な支援活動を行えるよう、情報共有と支援活動の調整を図る。
		避難者生活再建支援システムの運用	通年	通年		生活支援相談員の相談活動を効果的に支援する「避難者生活再建支援システム」の運用を行う。
	生活支援相談員等の相談活動の広報	通年	随時			ホームページ及び広報誌等により、生活支援相談員の相談活動並びに避難者（被災者）の状況を積極的に広報する。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①被災者・避難者の自立に向けた支援活動	イ) 避難元・避難先社協間及び関係機関・団体との連携	市町村社協訪問支援事業の実施	通年	6月		市町村社協に配置している生活支援相談員の活動状況と抱えている課題を確認し、情報共有と共に認識や具体的な支援活動に繋げるために訪問支援を行う。
		福祉専門職派遣事業の実施	通年	通年		生活支援相談員が抱える支援困難事例の解決を図るため、福祉専門職を派遣し生活支援相談員活動を支援する。
	ウ) 「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理	避難者支援活動に関する調査の実施 「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理	通年	通年		避難者支援活動に関する各種調査を行い、関係機関・団体と課題等共有を図る。 生活支援相談員の活動充実を図るために、「避難者自立支援中期ビジョン」の進行管理を行う。
②被災者・避難者のコミュニティ再生支援	ア) 避難社協が行う帰還後のコミュニティ再生に向けた支援	地域福祉活動計画の策定支援（再掲）	通年	随時		帰還後のコミュニティ再生に向け、市町村社協が取り組もうとする地域福祉活動計画の策定支援を行う。
	イ) 避難先における避難者を含めたコミュニティづくり支援	市町村社協地区連絡会の実施、並びにコミュニティリーシャルワーク研修の開催（再掲）	通年	随時		避難者（被災者）が新たに居住する地域のコミュニティに不安なく円滑にとけ込めるための課題等を把握するとともに、地域福祉の実践に活かすための研修を開催する。

**東日本大震災及び原子力発電所事故
からの復興に向けた支援活動**

**(2)被災地における福祉・介護人材確保
支援**

平成31年度重点目標

相双地域等の介護人材不足に対応するため、県外から就労する者及び避難解除区域へ帰還して就労する県内避難者に対し、研修費や就職準備金の貸付を行う。

また、相双地域等の福祉施設・事業所と連携・協働して浜通り地方の福祉・介護の人材確保のための情報発信及び啓発活動を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①奨学金貸付制度の利用促進	ア) 奨学金貸付制度の周知・広報活動の充実	ポスター掲示、広告掲載等の周知広報及び介護福祉養成校、ハローワーク訪問による広報活動の実施	随時	通年	東北地方・関東地方を中心とした全国エリア	公共交通機関・施設等へのポスター掲示や広告媒体を通じて貸付制度の更なる周知を図るとともに、介護福祉養成校、ハローワーク、避難者支援機関等を訪問して貸付事業の周知と協力要請活動を行う。
	イ) 相双地域等の介護保険施設等との連携強化	県内外での事業説明及び施設見学・交流バスツアー等の実施等	随時	通年	東北地方・関東地方を中心とした全国エリア	介護保険施設等と協働・連携して、県内外の就職フェアやイベント等を通じて事業説明、広報活動を行う。この他、相双地域等への施設見学・交流バスツアーを行い、貸付制度の利用促進を図る。

組織基盤

適切な法人運営のため、理事会・評議員会のほか、会計監査人や顧問弁護士等の指導のもと、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図る。

本会会員として未加入の施設・事業所に対して、本会活動への理解を求め、会員加入を促進する。また、社会福祉に対する支援者の増加のため、企業等に対する特別賛助会員加入の勧奨を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①適正な法人運営	ア) 理事会 ・評議員会 ・監事機能の充実	理事会 評議員会 監事会 副会長会 評議員 選任・解任委員会 会計監査人 による監査	3回 3回 2回 2回 随時 2回	5月 6月 12月 3月	福島市	法人の適切な運営を図るため、各種会議等を開催する。
	イ) 専門機関の活用	専門家等の指導による組織の安定化と適正な法人運営	随時	通年		組織の安定化を図り、適正な法人運営を行うために、顧問弁護士や公認会計士、社会保険労務士等、専門家の指導を受ける。
	ウ) 福島県総合社会福祉センターの運営	センター入居団体連絡会議の開催	1回	4月	福島市	本センターの運営に関して、各入居団体と情報を共有し、意見や提案などをセンター運営に反映させる。 また、本センターの今後のあり方について随時検討する。
		防災訓練の実施	1回	11月	福島市	消防法の規定に基づき自衛消防隊を組織する。また、本センター消防計画を策定し、定期的に防災訓練を行う。
②危機管理体制の強化	ア) 個人情報保護の徹底	「個人情報保護に関する方針」及び「個人情報取扱業務概要説明書」の周知・徹底	随時	通年		「個人情報保護に関する方針」について職員への周知・徹底を図る。また、事業毎に策定する「個人情報取扱業務概要説明書」を必要に応じて見直す。
	イ) 苦情解決体制の充実	要望・苦情に対する組織的な対応	随時	通年		本会に対する要望・苦情に組織的に対応できるよう、職員に対する研修等を実施する。
③会員制度	ア) 一般会員の加入促進	未加入事業所への加入促進	随時	通年		本会会員として未加入の施設・事業所に対して、会員加入への理解を求めながら、計画的な加入促進を図る。
	イ) 特別賛助会員の加入促進	特別賛助会員加入の積極的な勧奨	随時	通年		社会福祉への支援者をさらに募るために、特別賛助会員への加入勧奨を行う。

財政基盤

常に経費削減に努めながら、中長期的な財政基盤の安定化について検討を進めるとともに、補助・委託事業について適切な運営経費を確保するための要望活動を行政及び議会に対して積極的に行う。

また、福島県総合社会福祉センターの建替等についての具体的な検討を行う。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①安定的な財政基盤の確立	ア) 適正な補助金・委託金の確保	次年度に向けた補助金・受託金確保のための予算要望活動	2回	9月		2020年度に必要な補助金・受託金の確保に向けて、県議会各派及び県保健福祉部等に対して予算要望活動を実施していく。
	イ) 自主財源の確保	会費収入や斡旋・紹介手数料等の確保	随時	通年		会員確保による会費収入、各種保険や自動車リースなどの斡旋・紹介手数料等により自主財源の確保に努める。
		民間資金の活用	随時	通年		赤い羽根共同募金や民間資金を積極的に活用し、本会が行う自主事業を展開する。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容	福島県総合社会福祉センターの建替等についての検討		随時	通年		福島県総合社会福祉センターの老朽化等による建替等について、資金計画も含めた具体的な検討を行う。

事務局体制

本会の事業展開や福祉関係の制度動向を踏まえ、効率的な事業運営を行うための事務局体制及び事務分掌・人員配置を検討する。

また、すべての職員が職員倫理綱領を遵守するとともに、個人研修計画や全体研修等により職員の専門性並びに組織力の向上を図る。

実施計画	実施項目	当年度 実施内容	実施 回数	日程	場所	目的・方向・考え方
①事務局体制の充実強化	ア) 事務局組織・分掌事務の検証	効率的な事務局組織の検討	随時	随時		本会事業を効率的・効果的に運営するため、事務局体制、事務分掌及び人員配置について検討する。
	イ) 職員の資質向上	研修計画に基づいた個人及び全体研修の実施	随時	通年		職員倫理綱領の遵守・徹底を図るとともに、職場全体の研修計画及び個人研修計画を策定し、効果的な研修を行う。
推進項目に関し、活動推進計画にある実施計画・内容のほかに実施する内容	衛生委員会の開催	12回	毎月			労働安全衛生法の規定に基づき、本会に衛生委員会を設置し、職員の衛生に関する事項を調査審議する。